

# 玉野市 個別避難計画作成業務委託事業に関するご案内

## 個別避難計画作成業務委託事業とは

**玉野市からの委託**を受けて、  
**普段からご本人と関わりのあるケアマネジャーなどが**  
**ご本人やご家族と一緒に個別避難計画の作成を行う事業**です。

個別避難計画とは、高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に一人では避難することが難しい方（避難行動要支援者）について、あらかじめ「いつ」「どこへ」「誰と一緒に」「どうやって」避難するのかを、具体的に考えておく計画です。

毎年のように発生する大規模災害において、高齢者や障害のある方などの避難行動要支援者に被害が集中していることから、国において令和3年5月に法律が改正され、個別避難計画の作成が法律に位置付けられました。

玉野市では、普段から関わりがあり、ご本人の心身や生活の状況をよく把握しているケアマネジャーなどの福祉専門職（福祉事業所）に計画作成を委託して行っています。

計画作成を通じて、普段から、ご本人やご家族自身で避難行動を考えていただき、必要に応じて、地域やご関係の方と情報共有を行っていただくと、災害からご自身の命を守ることに繋がります。

ぜひ災害に備えて個別避難計画の作成へのご理解・ご協力をお願いいたします。

## 計画作成の流れ

### ①計画作成の 同意確認



作成者（ケアマネジャーなど）からこの事業に関する説明を聞き、計画作成を希望される場合は、計画作成の同意書に署名します。

### ②避難先などの確認 (アセスメント)



作成者と一緒に、災害時の避難先や避難支援者などを確認します。

### ③避難支援者 に相談協力



避難支援者に声かけし、協力をお願いします。

### ④調整会議の開催 (実施可能な場合のみ)



実施可能な場合には、作成した計画に基づいて、関係者（※1）が集まり、避難方法などについて話し合う調整会議を行い、その結果を計画書に反映します。

### ④計画書の 作成



②～③の結果を踏まえて、作成者が計画書を作成します。

- ※1) 関係者とは、ご本人やご家族、作成者、避難支援者などです。
- 計画作成後は、可能な範囲で避難訓練を行っていただくと災害時のスムーズな避難につながります。

## 本事業による計画作成の対象者

本事業により個別避難計画を作成する対象者は、以下の①～⑤の要件に該当する方です。

- ①令和5年度玉野市避難行動要支援者名簿（基準日：令和5年6月26日）に掲載されていること。
- ②名簿に記入された個人情報や自主防災組織や民生委員・児童委員等の関係者に対して提供することについて同意していること。
- ③介護保険における居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、普段からケアマネジャーや相談支援専門員等とのかかわりがあること。
- ④要支援者名簿に記入された住所地在り、災害の危険性の高い地域（※）に該当していること。  
※洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域のいずれかに該当していること。
- ⑤個別避難計画（自主防災組織等により作成されたものを含む）が未作成であること。

### 避難行動要支援者名簿について

要介護の人	(ア) 要介護認定3～5を受けている者
障がいのある人	(イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
	(ウ) 療育手帳Aを所持する知的障害者
	(エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
難病の人	(オ) 県、市の生活支援を受けている難病患者
その他	(カ) 上記以外で、自主防災会・自治会等が支援の必要を認めた者

## 問い合わせ先

■ 本事業、個別避難計画に関すること

■ 避難所やハザードマップに関すること

玉野市 福祉政策課

TEL : 0863-32-5564 (直通)  
Email : fukushi@city.tamano.lg.jp

玉野市 危機管理課

TEL : 0863-32-5560 (直通)  
Email : kikikanri@city.tamano.lg.jp